13.民間住宅の積極的な利用促進

【施策体系図】

施策目標 1 日常の自立した暮らしを支援するために 【施策の方向】 【基本施策】 1.相談支援事業の充実 よりきめ細やかな相談支援体制の充実 2.相談員の活用 3.地域に根ざした福祉体制の確立 4.自立支援協議会の充実 5.手話通訳者、要約筆記者・奉仕者の確保 6.ケアマネジメント手法の導入 自立に向けた生活支援サービスの充実 7.手帳取得によるサービスの利用促進 8.各種養成研修への参加促進 9.第三者評価事業の整備 10.高齢障がい者の適切なサービス利用 11.地域生活移行支援システムの確立 12.生活の場の確保 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

施策目標 2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために

【施策の方向】	【基本施策】
小数本的一 7/2007/12	14.交流及び共同学習の推進
一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の批	15.保育所の充実
	16.発達障がい児への支援
	17.特別支援教育体制の充実
	18.専門機関など幅広いネットワークの確立
	19.教職員などの指導力向上
	20.障がいのある児童・生徒の人権が尊重される教育の推進
	21.就学児童・生徒の豊かな個性を尊重した教育の推進
	22.生涯学習活動の充実
ラロ理 点の 数併	23.一般企業への障がい者雇用の促進
雇用環境の整備	24.新たな雇用の場の創出
	25.市での採用
	26.市発注の物品、役務提供の優先発注
	27.働き続けることへの支援
自己実現に向けたより豊かな就労への支援	28.就職支援の充実
日口夫児に向けたより豆かな私ガへの又抜	29.中間就労の場の確保
	30.授産品販売店の設置推進
	31.自営・起業・在宅就労の促進
	32.既存資源の活用と福祉的利用の促進
自立を支える多様な活動の場の充実	33.日中活動の場の充実
日立で又ん句字はな心動の物の元夫	34.放課後等の活動への支援

施策目標 3 多元的な支援による社会参加促進のために

【施策の方向】 【基本施策】 35.コミュニケーション支援の充実 コミュニケーション等サービスの充実 36.司法手続きなどへの配慮 37.障がい者団体等の活動 (2) 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援 38.新規事業所への支援 39.移動支援の充実 40.障がいのある人への社会性活力の向上に向けた社会参加への支援の充実 41.基本健康診査などの充実 保健・医療・リハビリテーションサービスの充実 42.健康づくりの推進 43.障がいの早期発見 44.母子保健や健康等相談の充実 45.こころの健康づくりの推進 46.難病に関する施策の推進 47.発達障がい児への支援(再掲) 48.障がい者医療の充実 49.文化活動への支援 スポーツ・芸術文化活動の推進 50.スポーツ活動の支援 51.生涯学習活動の充実 52.ボランティアの活用 53.国際交流等の推進

施策目標 4 ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために

【施策の方向】 【基本施策】 54.歩道や公園等の整備 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり 55.バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進 56.駅や周辺の整備 57.住宅改修の促進 58.学校施設のバリアフリー化の推進 59.選挙等における障壁への配慮 60.情報提供の充実 利用しやすくわかりやすい情報の提供 61.福祉マップの充実 62.消費生活の安全と充実 63.福祉教育の推進 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー 64.交流及び共同学習の推進(再掲) 65.あらゆる場・機会を通じたこころのバリアフリーの推進

施策目標 5 市民協働による福祉の推進を確かなものにするために

【施策の方向】	【基本施策】
(1) 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進	66.広報等による啓発
1) 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進	67.成年後見制度の周知
	68.苦情解決
	69.日常生活自立支援事業の利用促進
	70.人権相談などの充実
	71.公共サービス従事者の理解促進
	72.セーフティネットの整備
	73.地域ケア体制の充実
(0) 地域グスルで取扱われた地の地域	74.地域交流の促進
(2) 地域ぐるみで取組む福祉の推進	75.地域福祉計画による計画の推進
	76.地域ネットワークづくりの支援
	77.障がい者虐待防止支援事業
	78.NPO法人等市民活動への支援
(3) 福祉人材・ボランティアの養成と確保	79.ボランティアセンター機能の充実
	80.ボランティアの養成
	81.ボランティアの活用(再掲)
	82.福祉人材の育成支援
(人) 《中笠の取る吐」とはて中で、中人の神子	83.防災ネットワークの整備
(4) 災害等の緊急時における安心・安全の確立	84.自主防災組織等の育成
	85.情報連絡体制の確保
	86.防犯・防災知識の普及、啓発
	87.避難所の確保
	88.緊急通報装置の整備
	89.福祉避難施設の充実

施策目標1

日常の自立した暮らしを支援するために

1

日常の自立した暮らしを 支援するために (1) よりきめ細やかな相談支援体制の充実

(2) 自立に向けた生活支援サービスの充実

(3) 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

● これまでの取組み●

※実績:平成22年度

(1)よりきめ細やかな相談支援体制の充実

相談支援事業の充実

- ○相談支援事業の実施
 - ・相談支援事業所 5か所 (障害者生活支援センター、柿の木荘、ゆう、せせらぎ、グリーンヒル)
- ○相談支援事業と連携し、「障害者自立支援協議会」を運営 各部会のほか、全体会議を3月28日に開催。全体会議のなかで、相談支援事業の課題を確認し、 情報を共有した

相談員の活用

○市内の各地域に居住する障がい者の相談員が、障がい者の生活を理解し、必要に応じ、サービス や見守りにつなげるなど、関係機関と連携しながら、相談に応じた

(配置人数)

- ・県身体障がい者相談員 23名
- ・市身体障がい者相談員 8名
- ・県知的障がい者相談員 4名

(相談件数)

- ・身体障がい者相談員 1039件
- ・知的障がい者相談員 86件

地域に根ざした福祉体制の確立

○柿の木荘の活用

柿の木荘において、知的障がい児者の在宅生活を支援する相談支援事業を実施し、相談員を配置。 相談件数実績 802 件

○ひまわり学園の活用

発達障がい児療育地域支援センター(県受託事業)として次の事業を実施

- ・保護者等からの療育相談の実施 月2回実施
- ・発達とことばの相談会 (5/16(日),11/14(日))

(2)自立に向けた生活支援サービスの充実

ケアマネジメント手法の導入

- ○相談支援事業において、ケアマネジメント手法を用いて支援を実施
 - ・実施方法

相談支援事業者に配置した相談支援専門員が、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供

及び援助等を行う

・相談内容 福祉サービスの利用や日中活動に関する相談や、就労に関する相談等

·相談件数 4,401件

手帳取得によるサービスの利用促進

- ○手帳交付の際に、資料を配布するとともに、制度説明を実施 手帳交付者数
 - •身体障害者手帳 994件
 - · 療育手帳 77 件
 - ·精神障害者保健福祉手帳 446 件
- ○制度周知について、ホームページなどを活用
 - ・市ホームページに障がい者福祉制度を掲載
 - ・制度改正の都度、広報おおがきに掲載を実施

各種養成研修への参加促進

○サービス提供者の研修受講の促進

県等が主催する福祉サービスや相談支援に関する研修会について、サービス事業者に情報提供

第三者評価事業の整備

○第三者評価事業の推進

事業者による第三者評価制度の実施の促進について、事業者や市の福祉施設に、啓発文書を配布

(3)日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

生活の場の確保

○かわなみ作業所の父母の会が実施する、利用者の宿泊訓練事業に補助金を交付した。 (事業目的)

かわなみ作業所利用者の自立を促進するため、家族と離れて共同生活訓練をおこなう。 (実績)

32回 参加延人数 66人



■よりきめ細かな相談支援体制の充実

- ▶私の場合、視覚障がいで、ある一定の所しか見えず、一人でバスや電車で移動することができません。必ず介助の手が必要で、出かける場所も限られたりします。人に頼る生活を余儀なくされてしまいます。自立したいのですが、相談する窓口など、よく分かりません。このアンケートを読んで、色々なサービスがあることを知りました。
- ▶重心の子供達はまだまだこれから学校をたくさん卒業してきます。その後、行き先なく、とても厳しい状況です。生まれてから卒業後の本人の把握、支援、相談ができる総合的な支援センターを望みます。(発達支援センターだけでは足りません。)
- ▶療育手帳を所持している場合、生活環境料金の助成、在宅知的障害者交通費助成とありましたが、詳しく教えてもらいたいです。窓口に行く時間がなかなか取れないので自宅の方まで、詳しい説明が書かれたものを送ってもらえるとうれしいです。
- ▶障がいを持つ人が、相談できる場所や情報の発信なども整備してもらいたい。

■自立に向けた生活支援サービスの充実

▶大垣市は障がい者の福祉について、いろいろと施策を取組んでいるが、まだその助成を受ける方法や、その助成を知らない人が多いと思う。民生委員や自治会長など地域の役員がもっとその施策や助成を知り、サービスを受けられるようPRすべきである。

■日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

- ▶障がい者が親なき後に安心して生活できる様にグループホームやケアホーム、入所施設などの充実を切に望みます。
- ▶私は重度の知的障がいを持つ子の保護者ですが、将来の不安はやはり親が高齢になった時、親亡き後の事です。現在も行動障がい等もあり、日頃の生活は厳しい状況ですが、親が面倒を見られなくなった時、安心して任せられる支援員、介護員やケアホームが圧倒的に不足します。入所施設はどこも定員を満たしており、またその生活環境は決して心地良いものではありません。重度の知的障がい者が安心して暮せるケアホームの建設、支援員の育成と確保をお願いしたいです。
- ▶障がいの子を持つ親は皆そうだと思いますが、自分達がいなくなった時(死んだ後)、子供が安全、安心な所で支援を受けながら暮らしていける事ができるのか、という事です。親が年を取り十分な介護もできなくなる事もあるので、入所施設を地元に作ってほしい。私達が生きている間は、精一杯頑張っています。自分達が死んだ後に、何も分からない子がどうなるのか、考えるだけで不安になります。
- ※ "市民の声"は、障がいのある人、健常者、支援学級(情緒クラス)に通っている児童(保護者の方)を対象としたアンケートに記載された主な自由記入の内容です。

● 課 題 ●

障がいのある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加するために、その生活を支える身近な地域における支援の仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある幼児・児童・生徒については、その成長過程に応じた支援を地域において展開することが重要です。

今後は、身近な地域の中で小規模な施設や地域の関係機関、団体が核となり、グループホームのバックアップや福祉サービスの提供を行うなどの仕組みづくりに取組むことが必要です。

精神保健福祉分野では、在宅福祉の核となる法人が育っていないという課題もあり、 その育成にも取組むことが課題となっています。

また、障がいのある人の立場に立った相談支援体制の充実が必要で、そのための対 等で公正な当事者の参画が重要となっています。

3 障がいの福祉サービスが一元化され、身近な地域で福祉サービスを受けることができるようになり、これまで地域に受け皿がないために、社会的入院を続けざるを得なかった障がいのある人等に対しても十分な対応を図ることが求められます。

1 |

よりきめ細やかな相談支援体制の充実

● 施策の方向性 ●

「この相談はどこに行けばよいのかわからない」、「相談しても十分満足のいく回答が得られない」、「専門的な相談が受けられない」などの声が依然多く、各関係機関との連携を密にし、相談支援体制の整備を図るともに、従来の"待つ相談"から"アプローチする相談"、アウトリーチ(身近に寄り添い、手を差し伸べる)としての基幹相談センターを核とした相談支援体制の充実を図っていきます。

また、広報等による一方的な情報提供にとどまらず、自立支援協議会を活用した幅 広い支援ネットワークの構築を図っています。

事業	事業内容
	障がい者が障がい者福祉サービスやその他のサービスを利用しながら、自立
	した日常生活や社会生活を送れることができるよう、地域の障がい者の福祉
	に関する様々な問題やニーズについて、障がい者や障がい者の介護者からの
	相談に応じて必要な情報やアドバイスを提供するなど、障がい者の権利の擁
	護のために必要な援助を行う相談支援事業の整備を社会福祉法人や医療法
	人、NPOなどとともに図ります。また、地域における相談支援の中核的な
	役割を担う基幹相談支援センターについて取組みを進めます。
2. 相談員の活用	身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動を活発化させ、適切な情報提供
	を行うとともに、民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う関係者との
	緊密な連携を図り、障がい者やその家族の不安解消を図ります。
3. 地域に根ざした福祉	既存の障がい者施設を活用し、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点
体制の確立	として地域の重要な資源と位置づけ、活用します。
4. 自立支援協議会の充実	障がい者関係団体、指定相談支援事業所、雇用・教育・医療等の関係機関、
	障害福祉サービス事業所等が協議する自立支援協議会の充実を図り、相談支
	援体制の整備に努めます。地域福祉の推進の核となるよう、市の進める障が
	い者施策との連携を図ります。
5. 手話通訳者・要約筆	聴覚に障がいのある人などコミュニケーション支援の必要な人が、様々な手
記者及び奉仕者の確 保	続きなどにおいて、スムーズに対応できるよう手話通訳者、要約筆記者や手
体	話奉仕員、要約筆記奉仕者等の確保に努めます。

自立に向けた生活支援サービスの充実

● 施策の方向性 ●

利用者の視点に立った福祉の社会化を推し進めるうえで、個々のニーズに則した過不足なき生活支援サービスの提供に努めます。

また、公的な福祉サービスの充実に加え、NPOなどの民間団体や市民ボランティアなどが行うサービスの創出に対する支援も図っていきます。

事業	事業内容
	障がい者の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利
法の導入	用意向など一人ひとりのニーズに応じた数種のサービスを効果的に提供す
	るため、計画相談支援事業によるケアマネジメント手法を導入し、障がい
	者の地域での生活を支援します。
7. 手帳取得によるサー	身体障害者手帳などの手帳取得により受けることができる障がい者への
ビスの利用促進	様々のサービスについて、手帳交付時やホームページ、広報などにより適
	切に申請等を促し、障がい者やその家族の負担を軽減します。
8. 各種養成研修への参	障がい者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、障がい者福祉サービ
加促進	スや相談支援を提供する者の育成を目的とした各種養成研修に対し、サー
	ビス提供者の受講の促進を図ります。
9. 第三者評価事業の整備	事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三
	者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の実施を
	岐阜県と連携、推進し、障がい者福祉サービス事業者の質の向上を図りま
	す。
10. 高齢障がい者の適	身体に障がいのある人の多くが65歳以上の高齢者であるという実態にも眼
切なサービス利用	を向ける必要があります。高齢の障がいのある人が必要な介護保険サービ
	スを十分に利用できるよう、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の
	対象とならない障がい固有のニーズに基づくサービスについては、適切な
	提供に努めます。
11. 地域生活移行支援	精神に障がいのある方等の入所施設や病院からの地域生活への移行は、重
システムの確立	要な課題です。地域移行・地域生活を可能とする地域の受け皿の整備のた
	めには、医療面での支えや福祉・生活面での支えが必要です。医療機関や
	施設との連携を図るため、障がい者地域活動支援センターを中心に、地域
	生活移行支援のためのシステムの確立を目指します。

3 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

● 施策の方向性 ●

親などに負担をかけたくないとの思いや、親なき後の地域での自立生活を強く望んでいる人が少なくなく、こうした人に対する暮らしの場の整備は多様な形態が想定されます。

特に、グループホームやケアホームなどは、小集団での生活を通じて、その後の単身での暮らしや結婚しての自立生活への足がかりともなることから、今後、民間事業者等の参入をより積極的に働きかけるなど、最重点の課題として取組んでいきます。

事業	事業内容
12. 生活の場の確保	障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようケアホ
	ーム・グループホームといった生活の場の充実を図るため、グループホーム
	などを設置する社会福祉法人などの事業拡大を支援するとともに、公営住宅
	等の活用についても社会福祉法人などとの連携に努めます。
	また、公営住宅の身体障がい者用住宅の確保に努めます。
13. 民間住宅の積極的	賃貸住宅経営者や宅地建物取引業者等に対して啓発を行うなど、障がい者の
な利用促進	入居に関する理解の促進を図り、自立生活に向けた住まいの確保を図りま
	す。

第5章

施策目標2

日中活動の場の充実と可能性の探求のために

2

日中活動の場の充実と可能性の探求のために

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (2) 雇用環境の整備
- (3) 自己実現に向けたより豊かな就労への支援
- (4) 自立を支える多様な活動の場の充実
- これまでの取組み●

※実績:平成22年度

(1)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

交流及び共同学習の推進

- ○特別支援学級と通常学級において、学校内の交流及び共同学習を推進
 - 特別支援学級設置校全20校において実施
 - ※共同学習 共に学ぶことができる授業などを一緒に活動する交流、生徒による発表会や演劇の 鑑賞など
- ○小中学校と大垣特別支援学校において、学校間の交流を推進 近隣の小中学校において、福祉教育として実施

保育所の充実

- ○市内全保育園において、集団保育が可能な児童については、障がいの有る無しに関わらず、受け 入れ実施 市内保育園 33 園 (幼保園含む)
- ○障がい児の育児を支援するため、保育所での個別指導を行なった。 個別指導(プレールーム)実施園 三城、日新、すもと、かさぎ保育園、赤坂幼保園の5園 また、個別指導担当保育士の障がい児保育の知識向上と技術習得のため、ひまわり学園とともに 研修会を行なった。(7回)
- ○保育士の障がい児保育の理解促進・知識向上のため、大垣市保育研修計画に基づき研修会を行なった。(2回)また、民間保育者合同の研究会においても特別支援の担当者会を実施(3回)
- ○ひまわり学園職員にる各保育園の巡回指導を実施し、保育士等の資質向上を図る。延べ指導回数 90回

発達障がい児への支援

○障害者自立支援協議会の開催

関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制を充実させるため、障害者自立支援協議 会を開催

全体会 3/28 開催 (就労・移動支援部会 2回、療育・居住支援部会 2回、退院・日中活動 支援部会 2回)

○発達障がい児等の支援体制構築プロジェクトチームを 6 月に設置(定例会議を 10 回開催) 発達障がい児の早期発見等のため必要な措置を図った。 ○就学のための教育相談

相談員 23 人 (延)

- ○臨床心理士による個別知能検査の実施 52人
- ○個別知能検査の実施
- ○巡回相談員2名
- ○特別支援教育相談員1名
- ○担当部署の設置

発達障がい児に対応し、身近で安心できる支援体制をつくるため、社会福祉課に発達障がい担当 (4名)を配置

特別支援教育体制の充実

特別支援教育支援員、介助員を配置し、障がいのある児童生徒に対する支援を実施。さらに、巡回 相談員を幼保、小中に派遣し、保護者等の相談に応じた。

- ○介助員の配置 15 人
- ○支援員の配置 34 人
- ○巡回相談員2名
- ○特別支援教育相談員1名

専門機関など幅広いネットワークの確立

「大垣市特別支援教育推進協議会」を通じて、医療機関、特別支援学校、福祉機関など、ネットワークの充実を行う。

- ○特別支援教育推進協議会・委員 16 人
- ○適正就学指導委員会・委員 19 人
- ○適正就学指導小委員会·委員 42 人

教職員などの指導力向上

- ○LD、ADHD、高機能自閉症等などを含めたさまざまな障がいについて、教職員の指導力を向上するため、特別支援教育コーディネーター研修を年3回実施
 - ・内容:講師(特別支援学校 教員)の研修により、個別指導計画の作成方法などの作業の確認をおこなった。
 - ・参加者 小中の教職員(コーディネーター) 32 人

(2)雇用環境の整備

一般企業への障がい者雇用の促進

- ○障がい者の雇用促進及び支援の推進に関する事業を展開する「岐阜県雇用支援協会」に会費支出 (協会の 22 年度活動内容)
 - ・事業所の障がい者の雇用に関する相談・支援
 - ・身体障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の周知・指導
 - 協会機関誌、情報誌の発行
- ○障がい者雇用の促進に係る活動を展開する「岐阜県雇用支援協会」に、運営費負担金(補助的交付金)を支出 (雇用支援制度部分の支出)

新たな雇用の場の創出

- ○障がい者の雇用が困難な障害者に対し、就労継続支援サービス費や就労移行支援サービス費支給
- ○大垣市障害者自立支援協議会の就労・移動支援部会において、関係機関との連携により、障がい 者の就労促進を検討 2回開催

市での採用

一般行政職採用において、身体障がい者枠を設け、採用試験を実施。

平成23年4月1日採用

一般行政職(大卒)1名

一般行政職(短高卒)1名

市発注の物品、役務提供の優先発注

○契約規則第24条第3号で「授産製品等の優先調達」を規定し、その実施に努めた 実績(かわなみ作業所)

発注数:17件(前年比+2件)

発注金額: 3,413,050円(前年比+314,000円)

(3)自己実現に向けたより豊かな就労への支援

就職支援の充実

- ○関係機関・ジョブコーチ・就労支援コーディネーターと連携し、障がい者の雇用を支援する「西 濃圏域障害者就業・生活支援センター」と連携
- ○大垣市総合福祉会館内に「大垣市障がい者就労相談支援センター」を設置し、障がい者の就労相 談等を行った。

中間就労の場の確保

○市立かわなみ作業所において、公園清掃や市場清掃、 古新聞リサイクル、廃品回収(牛乳パック、アルミ缶)などを受託実施。

授産品販売店の設置推進

- ○市の建物内の販売
 - 大垣市役所売店、大垣市民病院売店、リサイクルプラザ、総合福祉会館、中川ふれあいセンター
- ○市が関連する催事における販売 元気ハツラツ市、墨俣福祉祭り、夏の福祉まつり、福祉ボランティアフェスティバル、東高校文
- ○授産製品販売促進のための会を設立 (大垣市障害者授産製品等販売促進連絡会)、大垣女子短大等での販売を開始

(4)自立を支える多様な活動の場の充実

日中活動の場の充実

- ○事業所、小規模作業所への支援
 - 作業所の授産製品販売への支援、小規模作業所への支援、児童デイサービスの利用手続き等の支援などにより、障がい者の日中活動の場の確保を図った
- ○柿の木荘増築工事の施工
 - 重度知的障がい者の日中活動の場として、柿の木荘に作業棟を増築、通所を受け入れ、生活介護 事業を実施



■一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ▶発達障がいのある我が子は、健常の子たちと一緒に生きていかなければなりません。ですが、学校教育の時代からすでに差別との戦いで、本当の意味での学習はお任せの状態です。教育の面では、学齢期において、個々に対応した支援が受けられることが必要になってきます。そのために適正就学で出される書面の意味をしっかりと保護者に説明できるような形にしていただきたいです。その子に応じた必要な教育を受けるためにはどうしたらいいのか?を考える場として、発達支援センターがありますが、西濃地域には機能していません。学校に対してちゃんと意見が言える立場の専門家集団として、立て直していただきたいです。今のままでは、年齢の低い子たちまでで支援が途切れてしまいます。小学校、中学校、そしてその先へと、年齢が上がればその大変さもどんどん膨らみます。
- ▶小、中学の障がい者教育については不十分と思います。おそらく全国的に同様でしょう。 教育委員会や学校の先生の言われる事と、現場授業はかけ離れています。ただプリントを 渡してやらせるだけで、個別に納得がいくような指導はされていません。もう少し障がい に対する知識を持った教員を配置してほしい。
- ▶就学、就園を考えて、色々と悩む事があります。地域の小学校に特別支援学級がない、特別支援学校は人数が多い・・・耳にします。特別支援学校の講師の先生方のご苦労を耳にする事もあります。子供達が生き生きと学ぶ事が出来る環境づくりに、より一層力を入れて頂きたく思います。我が子にとってはまだ先の事ですが、働く事が出来る場が少ない事や、就労先での扱われ方も心配です。障がいのあるなしに関係なく、全ての人が輝いて生きる事が出来る社会にしていきたいものです。

■雇用環境の整備・自己実現に向けたより豊かな就労への支援

- ▶私は現在、仕事にも就け、少ないながらも収入を得ることができます。しかし、数年で定年となり、年金受給できるまでの間の収入を得るため(子供の進学等の費用)何らかの仕事に就きたいのですが、障がい者として就労ができる門戸は狭く、地域に貢献できるような仕事の斡旋も含め、就労支援策をお願いしたい。表面上は障がい者支援とか言いながら、間違いなく障がい者は不利になります。本当に理解がある企業はありません。
- ▶夫婦で精神科通院をしています。私はずっと働ける状態にないので、専業主婦をしています。結婚して4年ですが、夫はうつ病が原因で3回会社を首になりました。求職活動の時に、毎回「休まれたら困るから」という理由で不採用が続きます。会社側の言い分もわかりますが、精神障がい者に優しい会社ってあまりないんだなあと実感しています。精神障がい者雇用を積極的に行う会社が増える事を願っています。
- ▶障がい者を対象とした「求人情報」「ボランティア求人情報」を「広報おおがき」に掲載してほしい。特別枠を作るなどして、毎回情報を提供してもらえるとありがたいのです。
- ▶ 外出して仕事ができる場所がほしい。家に閉じこもっているとさみしいです。体調がいい時、好きな時間に行ってできる所がほしい。社会参加したい。あまり役に立たないかもしれませんが、薬代や教育費にお金がかかっているので働きたいと思います。
- ▶就業場所がほしいです。市の雇用は身体障がい者のみで、知的障がい者にもっと枠を広げてほしい。文書の仕分け、清掃、保育園などの雑用など。働く意欲は満々ですが、今は不安定な立場なので、年金などの充実よりも働きたいです。それを1番望みます。

■自立を支える多様な活動の場の充実

▶大垣市が障がい者の方の働く場所(会社など)を設立すると良いと思います。作業所や授産所ではない、働く場所を作る必要があると思います。あと、そこで働く人の生活の場(グループホーム)等も必要と思います。



▶相変わらずショート、日中一時を受けてくれる事業所が少なく、大垣市内では受入れ可能な所はないようです。是非、大垣市内、できれば家の近くで利用できればと思います。

● 課 題 ●

障がいのある人の身近な暮らしの場の整備と合わせ、日中活動の場の整備がなければ、あたりまえの暮らしの姿は完成しません。

年齢や障がいの状態、障がいのある人自身の志向などにより活動の内容や形態は異なりますが、それぞれが一人ひとりの自己実現に資するよう機能することが大切です。 また、その活動の場は障がいのある人の可能性を拡げる役割も担っています。

さらに、職業的な自立は、その人なりの自己実現の道筋の一つであり、誰もが意欲と能力に応じていきいきと働くことのできる職場環境及び地域社会を構築し、労働者としての権利を行使しうる主体として、障がいある人の多様な働き方を権利として確立することが求められます。

1 |

ー人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進



インクルーシブ教育は、ノーマライゼーションの理念の下、すべての幼児・児童・生徒が「共に学び、共に育む」教育を基本とし、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活をおくることが出来るよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めていくことが原則です。

学校では、様々な個性が集い、各人の学びや交流等の活動の中で成長していくことが基本です。そのためには、保育園・幼稚園・小・中学校において、障がいのある幼児・児童・生徒が、地域でともに学べるよう教育条件等を整備します。

さらに、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、活き活きとした生活がおくれるよう、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

事業	事業内容
14. 交流及び共同学習	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、互いに理解を深め合
の推進	い、共に豊かな人間性をはぐくみ、学習のねらいを達成できるような、学
	校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
15. 保育所の充実	障がいのある児童の保護者の就労等を支援するため、また、子どもがお互
	いに刺激や影響を受けあいながらともに成長できるよう、障がいのある児
	童の受け入れ保育所を拡充するとともに、保育士の障がいに関する知識の
-	向上を図り、個々の障がいに対応した保育の充実を図ります。
16. 発達障がい児への	自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、
支援	注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいを有する障がい児に
	ついて、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援など地域における生活
	支援を、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などと連携し整備を図り
	ます。
17. 特別支援教育体制	LD、ADHD、自閉症などの障がいをもつ児童生徒に対する支援体制の
の充実 	充実を図ります。
18. 専門機関など幅広	「大垣市特別支援教育推進協議会」を通じて、医療機関、特別支援学校(盲・
いネットワークの 確立	ろう・養護学校)、福祉機関など、幅広いネットワークを育成し、各学校
	への支援に取組みます。
19. 教職員などの指導	LD、ADHD、自閉症等などを含めたさまざまな障がいについて、教職
力向上 ————————————————————————————————————	員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。
20. 障がいのある児童・	子どもの発達段階に則し、人権尊重の視点に立ち、障がいのある児童・生
生徒の人権が尊重される数字の状態	徒に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。
れる教育の推進	障がいのある児童・生徒については、自らの意見を表明することが困難な
	こともあり、学校全体としての指導体制の徹底や校内外の相談体制の充実
	を図ります。

21. 就学児童・生徒の豊 かな個性を尊重し た教育の推進	障がいのある児童・生徒について、学校全体としての協力体制のもとに教育活動を推進するとともに、本人・保護者などの意向も踏まえ、一人ひと
た教育の推進	りの状況に応じた教育の充実を図ります。
22. 生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人と同じように生涯学習活動に参加できるよう配慮
	するとともに、市民やNPOによる学習講座の企画・運営を支援します。

2 雇用環境の整備

● 施策の方向性 ●

障がいのある人の雇用を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関が、それぞれの立場から障がいのある人及び企業に対する支援に取組んでいますが、これら支援をより効果的なものとしていくためには、各支援機関が、より一層の連携・協力を深めていくことが不可欠です。

このため、障がいのある人が働くことにチャレンジし、働きつづけることができるよう、ハローワークをはじめ、各支援機関の緊密な連携・協力により、地域における雇用支援の充実、企業の自主的な取組みと合理的配慮の促進等を図っていきます。

事業	事業内容
23. 一般企業への障がい 者雇用の促進	市内の民間企業や事業主に対し、障がいへの理解を促し、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率の達成や、特例子会社の活用などについて、公共職業安定所や就労移行(継続)支援事業者と連携し働きかけます。 また、国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇
	措置、支援制度について広報やホームページなどを積極的に活用し、周知 を図ります。
24. 新たな雇用の場の創出	一般企業での就労は難しいが比較的軽度な障がい者について、障がいに理解のある事業所などでの雇用を試みるなど、関係機関と連携し新たな雇用の場の創出を検討します。
25. 市での採用	市としては、障がい者に係る法定雇用率の早期達成を目指して市職員の計画的な採用を行います。
26. 市発注の物品、役務 提供の優先発注	地方自治法に定める随意契約により優先的に調達します。
27. 働き続けることへの 支援	職場環境に適応しスキルアップするための支援を図るため、大垣市障がい 者就労支援センター等での就業相談・定着支援体制の整備を促進し、働き 続けることへの支援を進めます。

3 自己実現に向けたより豊かな就労への支援

● 施策の方向性 ●

障がいのある人が差別されることなく働ける社会の実現に向け、「福祉から就労へ」の取組みを進めます。

また、雇用、福祉、教育の各支援機関が地域レベルで連携し、ハローワークを核とした地域のネットワーク、事業者に対するサポート等を重視した就労支援策を推進します。

事業	事業内容
28. 就職支援の充実	障がい者の就労については、個々の特性に応じた職業能力の開発や就労実
	習の場の利用拡大を、就労移行(継続)支援事業者、岐阜県障害者職業セ
	ンター、公共職業安定所、商工会議所、民間企業などと連携し、支援しま
	す。また、職場定着を目的とするジョブコーチ・就労支援コーディネータ
	一の活用を推進します。
29. 中間就労の場の確保	公園や公共施設などの清掃業務、リサイクル事業、公共施設内の喫茶店な
	どでの一時的な中間就労の場の確保を、福祉団体や事業者とともに検討し
	ます。
30. 授産品販売店の設置	市関連の催事や地域イベント等において、授産品などの販売スペースの確
推進	保を図り、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。市役所内で
	の販売スペースの設置を図ります。
31. 自営·起業·在宅就	障がいのある方の自営や起業、在宅での就労の機会を促進するため、情報
労の促進	の収集・提供を行うとともに、関係機関と連携し取組みます。
32. 既存資源の活用と福	地域にある資源を福祉的に活用できるよう、障がいのある方のニーズを把
祉的利用の促進	握したうえで、状況に応じた情報の提供を図ります。

自立を支える多様な活動の場の充実

● 施策の方向性 ●

宿泊を必要とするショートステイだけでなく、日帰り、それも放課後や夏休みなどの長期休暇に利用するなど、多様な利用のされ方が目立ってきました。

日帰りの実態が全体のどの程度を占め、また宿泊を伴う必要がどの程度あるかを見極め、その実態に沿った放課後児童デイなどの整備に努めます。

また、柔軟で弾力的な運用による地域密着型小規模多機能型施設や高齢者施設などとの相互利用や空き店舗などを活用した地域の人たちとのゆったりとした活動の場や交流の場づくりなどの創出を図っていきます。

事業	事業内容
33. 日中活動の場の充実	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する児童デイサービス事業所、創作的活動や生産的活動の機会な
	どを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的にした就労支援事業所など、障がい者の日中活動の場の拡充を図ります。
34. 放課後等の活動への支援	大垣特別支援学校の生徒を対象とした放課後等支援事業を実施するとともに、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進する放課後等デイサービスの取組みをすすめます。

施策目標3

多元的な支援による社会参加促進のために

3

多元的な支援による社会参加促進のために

- (1) コミュニケーション等サービスの充実
- (2) 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援
- (3) 保健・医療・リハビリテーションサービスの充実
- (4) スポーツ・芸術文化活動の推進
- これまでの取組み ●

※実績:平成22年度

(1)コミュニケーション等サービスの充実

- コミュニケーション支援の充実
- ○手話通訳者等の派遣の実施

手話通訳者等 147人、手話奉仕員 3人、要約筆記奉仕員 4人

- ○視聴覚障がい者のコミュニケーションの支援を充実していくため、各種養成講座を実施 手話、要約筆記、点訳、音訳(朗読)
- ○設置手話通訳者については、日々の相談件数などから現状維持 現状 1人

(2)社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

障がい者団体等の活動

○障がい者団体へ育成強化補助金を交付

大垣市障害者団体連絡協議会ほか 計8団体

新規事業所への支援

- ○空き店舗利用に対する補助実績(ただし、小規模通所事業所に限らない)
 - ·店舗改装費補助 9件
 - 店舗賃料補助 15 件
- ○小規模多機能施設の特区についての調整

介護保険施設の利用について、障がい者のサービスが利用できるよう、当該施設職員も含め、自 閉症の理解を図った。

移動支援の充実

○障害者自立支援協議会にて検討

平成22年度から自立支援協議会に移動支援部会を設置、2回開催

- ○移動支援事業の実施
 - · 支給決定者数 149 人
 - ・ うち利用者数 93人
 - ・利用事業者数 14 か所
 - 利用時間数 9,087 時間

○福祉有償運送運営協議会との連携

営利を目的としない法人が身体障がい者等の運送を行う福祉有償運送について、西濃圏域福祉有償運送市町共同運営協議会において、事業者登録や運送実績等を協議し、通常タクシーの約2分の1の料金の福祉タクシーサービスの充実を図った。

(実績) 更新 5法人 (うち大垣市 2法人)

(3)保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

基本健康診査などの充実

○生活習慣病等を早期に発見するため健診・検診を実施 受診者総数 23,077 人

○特定保健指導の実施

初回面接実施者数 343 人

○健康相談

実施回数143 回利用者数728 人

○訪問指導 24 人

健康づくりの推進

- ○健康づくり意識の高揚
 - ・市民の健康広場 10月17日 約1600人参加
 - ·健康教育 602 回 12,758 人
 - 健康手帳の交付 229 人
- ○市民の主体的な健康づくりを継続的に支援し、総合的に推進するため「大垣市地域保健計画」を 策定した。

障がいの早期発見

- ○すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう、また障がいの早期 発見のため妊婦・乳幼児健診を実施
 - ・4 か月児健診 48 回 1,442 人
 - ・10 か月児健診 48 回 1,412 人
 - ・1歳6か月児健診 48回 1,394人
 - •3 歳児健診 48 回 1,358 人
 - · 妊婦健診 15,812 人
- ○障がいの早期発見と適切な療育が受けられる支援体制の充実のため、ケース検討会に参加 15回
- ○ひまわり学園において、障がい児の発達段階に応じて相談支援を実施し、保育園、幼稚園、小学校、療育機関が連携して療育活動を実施

(実施内容)

毎月2回実施(要予約)その他、「発達とことばの相談会」開催(5/16(日),11/14(日))

母子保健や健康等相談の充実

- ○母と子の健康を守る事に役立てるための母子手帳の交付と保健指導の実施 1,519 人
- ○出産・育児の不安を軽減し、家族の健康を支えるため訪問指導等による保健指導の実施
 - · 家庭訪問 2,000 件
 - 相談等保健指導 5,354件
 - ・マタニティ教室など 42回 642人

こころの健康づくりの推進

○広報を活用するこころの病気などの知識の普及啓発

保健所実施の「こころの相談」の紹介、自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ知識の普及を 実施

○出前講座の実施

「ストレス解消法」 2回

○「こころの健康相談」

相談 毎月1回実施 20人、電話相談(随時) 119件

難病に関する施策の推進

- ○県難病団体連絡協議会と連携し、県委託事業の医療福祉相談会に協力
- ○保健所と連携し、難病患者に対するホームヘルプサービス、社会参加助成などを実施
 - ・ホームヘルプサービス 0時間 (申請なし)
 - ・タクシー料金又はガソリン代の助成 ガソリン 187人、タクシー76人

発達障がい児への支援(再掲)

○障害者自立支援協議会の開催

関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制を充実させるため、障害者自立支援協議 会を開催

全体会 3/28 開催 (就労・移動支援部会 2回、療育・居住支援部会 2回、退院・日中活動 支援部会 2回)

○発達障がい児等の支援体制構築プロジェクトチームを6月に設置(定例会議を10回開催)

(4)スポーツ・芸術文化活動の推進

活動への支援

○社会福祉法人等との連携

社会福祉法人等が実施する文化活動等について、周知依頼に対して、社会福祉課の窓口にチラシ を設置するなど協力

○各種文化活動教室の実施

(実績)

手芸教室 24回、肢体不自由者パソコン教室 21回、絵手紙教室 12回、

絵画教室 12回、視覚障がい者パソコン教室 10回、陶芸教室 3回

スポーツ活動の支援

○県障害者スポーツ協会等との連携

岐阜県障害者スポーツ協会等が実施するスポーツ活動等について、協会負担金の支出、行事周知 等依頼に対してチラシを配付するなど連携

○スポーツ大会出場者を激励

全国障害者スポーツ大会に出場者2名に激励金を交付

- ○スポーツ大会開催実績
 - ・ゲートボール大会 1回
 - ・グラウンドゴルフ大会 2回
 - ・ボウリング大会 2回
- ○スポーツ教室開催実績
 - ・車いすダンス教室 23日
 - ・ゲートボール教室 45日
 - ・グラウンドゴルフ教室 22日
 - ・フロアバレー教室 3日
 - ·障害者卓球教室 3日

生涯学習活動の充実

○生涯学習の支援

- ・生涯学習のきっかけづくりの場として、「大垣市かがやき成人学校」を開催、市民や団体から講座の企画を募集し、創作、音楽、健康、食生活など、様々なジャンルの講座を展開
- ・生涯学習の一環として、「かがやき体験講座」を開催
- ・「生涯学習バンク」の実施

市民に登録情報やさまざまな生涯学習情報を提供し、生涯学習活動を推進

- ※大垣市生涯学習バンク・・・市民の生涯学習活動を支援するため、市内で生涯学習活動を行っている団体やサークルに関する情報を登録
- ・大垣市かがやき学習団体交流会の実施

今後の生涯学習活動の一助とするため、生涯学習バンクの登録団体・サークルが交流

<第5回> 日時: 平成22年9月26日 日曜日 午前9時30分~12時

場所: 大垣市スイトピアセンター 学習館3階 学習室3-1 参加者:20団体、33人

<第6回> 日時: 平成23年3月12日 土曜日 午前9時30分~12時15分

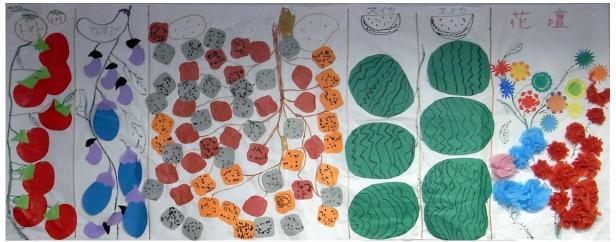
場所: 大垣市スイトピアセンター 学習館6階 かがやき活動室6-2

参加者:25 団体、33 人

ボランティアの活用

○各種活動の福祉団体やボランティアの活用

障がい者のスポーツ活動や文化活動の講座の開催等について、身体障害者福祉協会、大垣市社 会福祉協議会等を活用し周知を図るとともに、実施についてボランティアを積極的に活用



▲大垣市柿の木荘利用者作品



■コミュニケーション等サービスの充実

▶障がい者は外出することを不安に思い、家に閉じこもりがちになると思うので、ホームヘルパーや手話通訳者等を育成して、外出しやすい環境を作ってあげることが重要だと思います。

■社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

- ▶今は自分で運転して出かける事が出来るのですが、後4、5年で乗れなくなると思います。 バスも回数が少ないので、困る事が多くなると思う。もう少し交通の便が良くなると有難 いです。
- ▶ 通勤手段として介護タクシーが使える様になれば、就職などのチャンスが得られる可能性が増えると思います。車椅子での移動では、天候、交通手段等で問題が山積みで良い就職先が見つかっても、通勤問題が発生して成立しませんでした。家族の送迎では毎日の事となると困難です。

■保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

- ▶難病には様々な規制や問題もあり、専門の医療センターがあればありがたい。
- ▶市民病院の小児発達に関する科を増設してほしい。
- ▶大垣市内に入院できる精神科が少ないので増やしてほしい。
- ▶精神障がいを良く理解でき、対応できる人が多く育つ事を望む。医師、ソーシャルワーカー、療法士等の訪問が受けられる様にしてほしい。
- ▶機能回復専用の施設を作ってほしい。
- ▶子どもの特性を理解し、診療してくださる医療機関は少なく(市民病院でさえも診察を断られます)、親が必死で情報を集めてかかりつけ医を探している状況です。歯科については朝日大に障がい者歯科があり、安心して診ていただけますが、他の眼科、耳鼻科、内科等については、個人の病院で、他の患者さんに遠慮しながら診て頂く状態です。市民病院等に専門の診療科ができ、気兼ねなく安心して診察していただけることを願います。きっと病院に行くことができず、病気になっても我慢していらっしゃる方もあると思います。

■スポーツ・芸術文化活動の推進

- ▶休日1人でどこへも行けない。行く所がないので、友達と料理を教えてもらったり、レクエーション、お茶等を飲んで楽しめる場所を作って欲しい。
- ▶広報も健常の子たちは色んなイベントがありますが、障がいの子は参加できない、しにくいものばかりです。親もコミュニケーションがとれる場もあればいいと思います。

● 課 題 ●

日常生活は、暮らしの場としての住まいの確保や就労だけで構成されているわけではありません。

自ら行う学習やスポーツ、文化芸術活動などの様々な活動も大切な要素であり、こうした生活の質を高めていくことへの支援も重要です。

しかし、情報や移動手段、施設、そして指導者の不足など様々な制約があり、参加 の意思を持ちながらも参加できない人が少なくありません。

生活のあらゆる面において、障がいのある人の参加を可能にする諸条件の整備による機会平等化の推進に努めることが求められます。

1 コミュニケーション等サービスの充実

● 施策の方向性 ●

社会参加を促進する意味からも、手話通訳者や要約筆記者などの人材の確保に努めるとともに、生涯学習での講座の開催等を通じ、市民ボランティアの養成に努めます。

事業	事業内容
35. コミュニケーション 支援の充実	聴覚障害などのため、日常生活において意思の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実します。また、市役所内においても、現在、手話通訳者を設置していますが、今後必要に応じ、設置を増やすことを検討します。
36. 司法手続などへの配慮	刑事事件等の当事者等になった場合の、権利の行使について、それぞれの 障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保などへの配慮を、関係機関と連 携し図るとともに、情報の提供に努めます。

社会生活力の向上に向けた社会参加への支援

● 施策の方向性 ●

長期の入所施設での生活や適切な支援が受けられなかったこと等によって、障がいのある人自身が、主体的に地域で暮らしていくために必要なサービスをうまく活用することができなかったり、金銭管理や外出、他者とのコミュニケーションなど、社会生活を行う上での基本的なことで問題が生じて、さまざまな場面で行き詰ってしまうことが多いのが現状です。

そのため、障がいのある人の社会生活力 (**) の向上と達成に向けた支援に取組みます。

● 今後の事業展開 ●

事業	事業内容
37. 障がい者団体等の活動	障がい者及びその家族などが組織する団体の活動、新たな団体の組織につ
	いて支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。また、各
	障がい者団体等の代表と障がい者福祉関連全般について意見交換の場を設
	け、施策への反映などを図ります。
38. 新規事業所への支援	障がい者の生活の質の向上と社会への参加を目的にしたNPOなどが運営
	する通所型の事業所の参入を促進するため、中心市街地の空き店舗などの
	活用を検討し、支援します。
39. 移動支援の充実	障がい者が余暇活動、社会参加または日常の生活において円滑に外出でき
	るよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業の充実をNPO法人など
	ともに図ります。
40. 障がいのある人の社	個々の障がいに即した生活訓練の実施や補装具等の支給、生活の質を高め
会生活力の向上に向	る補助犬の普及などに努めるほか、地域理解を深めるための啓発を図りま
けた社会参加への支	す。
援の充実	

(※1) 社会生活力(social functioning ability, SFA)

様々な社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりにとって可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力を意味します。すなわち、障がいのある人が、地域社会の中で利用できる社会資源を積極的に活用することにより、主体的に生活を切り開いていき、社会参加し、周りの人々の意識も変えて行くような力を意味しています。

保健・医療・リハビリテーションサービスの充実

● 施策の方向性 ●

リハビリテーションの理念の根底にあるものは、障がいのある人もひとりの人間として、その人格の尊厳性をもつ存在であり、障がいのある人の自立は、社会全体の発展に寄与するものであるという立場に立つものです。その考え方の基調は、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方を希求するものであって、必ずしも身体的機能の回復や職業復帰、経済的自立のみに矮小化されるものではありません。

個々の障がいに対応したリハビリテーションと身近な地域で専門的な保健・医療が 適切に受けられる体制づくりを医療機関はじめ関係機関と連携しながら図っていき ます。

事業	事業内容
41. 基本健康診査などの	生活習慣病などの疾病の早期発見、慢性化を予防するため、基本健康診査
充実	や各種がん検診などの健康診査体制の拡充に努め、受診率のより一層の向
	上を図るとともに、事前、事後指導の強化を医療機関、福祉機関と連携し
	図ります。
42. 健康づくりの推進	明るくいきいきと暮らす市民を増やすため、市民に対する健康づくり意識
	の高揚に努めるとともに、地域や家庭における市民の主体的な健康づくり
	を市民と協働で広めます。
43. 障がいの早期発見	乳幼児健診の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいき
	いきと育つことができるよう支援するとともに、障がいの早期発見により、
	障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、医療機関
	や福祉関係機関、保育園、学校などの連携により、継続的な支援体制の充
	実を図ります。
44. 母子保健や健康等相	すべての妊婦に母子健康手帳を交付し、保健指導の充実を図るとともに出
談の充実	産・育児の不安を軽減し、母子と家族の健康を支えるため、ハイリスク妊
	娠の妊婦に対する継続支援を実施します。また、妊婦や乳幼児の健康・育
	児に対し保健師や管理栄養士が家庭訪問するなどして、誰でも気軽に利用
-	できる相談体制の充実を図ります。
<mark>45</mark> .こころの健康づくり	こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知
の推進	識の普及啓発を図るとともに、相談等のサポート体制の充実を、地域の保
	健・福祉・医療機関、学校、企業分野等と連携し推進します。
46. 難病に関する施策の	保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者・家族
推進	に対する福祉サービスを充実します。
47. 発達障がい児への支	自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意
援(再掲)	欠陥多動性障がいなどの発達障がいを有する障がい児について、早期発見
	に必要な措置や就学前の発達支援など地域における生活支援を、医療、保
	健、福祉、教育、労働関係機関などと連携し整備を図ります。
48. 障がい者医療の充実	障がい者の医療費を助成することにより、適切な医療の受診を促し、健康
	増進を図ります。

4 I

スポーツ・芸術文化活動の推進

● 施策の方向性 ●

スポーツや芸術文化活動は、生きがいや社会参加への大きな役割を果たしてきており、文化的生活への参加と享受(自分のものとして取り入れ、楽しむこと)が権利であるという視点に基づき、その権利が担保されるために、文化施設、スポーツ施設のハード面及び指導者等の人材育成、ガイドヘルパーの確保などのソフト面の充実に努めます。

事業	事業内容
49. 活動への支援	障がい者が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることが
	できるように、社会福祉法人や支援団体等が行う各種事業を支援します。
50. スポーツ活動の支援	幅広いスポーツ活動を通じた社会参加を促進するため、すべての障がい者
	がその特性と興味に応じて参加できる障がい者のスポーツ競技大会の開
	催・参加を支援します。また各種ボランティア関連団体との連携により、
	障がい者スポーツの振興を図ります。
51. 生涯学習活動の充実	障がいのある人もない人と同じように生涯学習活動に参加できるよう配慮
(再掲)	するとともに、市民やNPOによる学習講座の企画・運営を支援します(再
	掲)。図書館においては、録音図書、点字図書や拡大図書、ビデオ、CD
	などの視聴覚図書などを充実するとともに、郵送貸出の利用を促進し学習
	機会の充実を図ります。
52. ボランティアの活用	障がい者の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、
	障がい者の健康づくり、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや
	福祉団体の積極的活用を推進します。
53. 国際交流等の推進	障がい者が国際交流事業に参加する際や、障がい者団体等が行う国際交流
	事業に対して必要な支援を行います。

施策目標4

ひとにやさしいバリアフリー社会を実現するために

4

ひとにやさしいバリアフリー 社会を実現するために

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 利用しやすくわかりやすい情報の提供
- (3) 相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

● これまでの取組み ● ※実績: 平成 22 年度

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

歩道や公園等の整備

- ○視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消など (整備実績)
 - ・藤江町ほか

視覚障害者誘導ブロック設置・段差解消 5箇所

側溝補修・舗装工

- ○大垣公園(公園全体のバリアフリー化)
- ○犀川河川公園(公園全体のバリアフリー化)
- ○長松溜池公園(多目的トイレ整備)
- ○さくら公園(多目的トイレ整備)
- ○トイレ改修 宝和公園、寺内公園、綾野公園
- ○視覚障がい者対応音声信号機については、自治会・障がい者団体の要望に基づき、公安委員会に要望

バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進

- ○漫画を活用したユニバーサルデザインの意義をPRするパンフレット及び広報 別冊(タブロイド版)を作成及びHPへの掲載を行った。
- ○市民・事業者向けユニバーサルデザイン講習会を実施した。
- ○公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究を行った。
- ○ユニバーサルデザイン・サインマニュアルを作成した。

駅や周辺の整備

○大垣駅北口広場整備事業

交通結節点機能の改善と、活力あふれる都心の整備事業の一環として、大垣駅北口広場を整備

- ・電線共同溝工事ほか
- ○大垣駅南北自由通路整備事業(平成22年度完了)

利便性の向上と大垣駅南北地域の交流促進を図るため、南北自由通路を整備

・自由通路(コミュニティコーナー) (7月17日供用開始)

住宅改修の促進

○住宅改修の助成

在宅の重度身体障がい者及びその者と同居する低所得世帯に対し、既存住宅を身体障がい者に適す

るように改善整備するための必要な経費の一部を助成し、在宅での自立した生活を促進した。

・日常生活用具費(住宅改修費)支給 5件

学校施設のバリアフリー化の推進

○小学校トイレ改修

身障者用トイレ設置 12ヶ所 (南小6基(耐震関連)・西3基・安井2基・中川1基)

○中学校トイレ改修

身障者用トイレ設置 6ヶ所 (興文1基・東1基・西1基・南1基・北1基・江並1基)

(2)利用しやすくわかりやすい情報の提供

情報提供の充実

- ○広報紙で使用する標準の文字を平成22年8月1日号から約8.5%拡大するなど、さらに読みやすい紙面づくりに努めた。また、ホームページに文字の大きさ変更・文字の読み上げ・色調変更の機能を備え、誰もが閲覧しやすい画面づくりに努めた。広報紙11月15日号の4・5面に障がい者福祉制度の特集を掲載した。
- ○音声・点字による広報等作成

視覚障がい者の希望者に対し、音声・点字による広報紙、市議会だよりの作成

- ・音声の広報等 20世帯
- ・点字の広報等 18世帯
- ○障がい者福祉制度の周知
 - ・市ホームページにおいて、制度を掲載
 - ・社会福祉課窓口などで、チラシの配布

福祉マップの充実

○福祉マップ等の活用

福祉マップや県のホームページを活用し、障がい者団体とともに、障がい者からの問い合わせ等について、情報提供を図った

○バリアフリー整備状況の把握

市内の施設において、建築課からの情報提供により、岐阜県福祉のまちづくり条例に適合する施設の整備状況の把握し、問い合わせに応じた

(3)相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

福祉教育の推進

○福祉教育の実施

大垣市社会福祉協議会が福祉協力校として指定した市内全校において、各校が「総合的な学習」の 授業として、主体的に実施

- ※福祉協力校・・・保育園・幼稚園、小中学校、高等学校の児童生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、必要に応じ福祉施設等との連携を図り、体験学習などの福祉教育を実施する
- ○福祉教育部会の開催

各校教員が年2回集まり、福祉教育に関する授業研究及び資料提案をもとにした研究討議を実施

交流及び共同学習の推進(再掲)

○特別支援学級と通常学級において、学校内の交流及び共同学習を推進

特別支援学級設置校全20校において実施

- ※共同学習: 共に学ぶことができる授業などを一緒に活動する交流、生徒による発表会や演劇の鑑賞など
- ○小中学校と大垣特別支援学校において、学校間の交流を推進

近隣の小中学校において、福祉教育として実施



■バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- ▶道路と歩道の段差をモルタルで斜めに塗ってあるが、急過ぎて危ない。もっと傾斜をゆるやかにすると怪我がなく安心。病院の駐車場は、常時、障がい者マークを貼ってあっても平気で当たり前の様に止める人がいる。実際に車イスでしか移動できない人が車を止める所がなく困っているのを見たことがあります。
- ▶人が集まる所には障がい者用のトイレが必要。ホテル、レストラン等。歩道の段差をなくしてほしい。車椅子が通れない。
- ▶ 障がい者向けの色々な施設が設置されている (例えばスロープなど) が、多くがわかりにくい隅の方に設けられて、かつ使いにくい状態であったり、遠まわりになったりしている。 やはり中心が健常者となっている。

■利用しやすくわかりやすい情報の提供

▶障がい者への助成があり、有難く思っておりますが、これも知っていて申請した者だけに助成されている様で、市の方から一人一人に受けられる助成を教えてもらいたい。他の市町村に比べて、福祉に関する情報をほとんど提供してくれません。情報を知っている人のみ援助等が受けられますが、いろいろなサービス援助に関して市の方からの案内はなく、不満を持っている方がほとんどです。

■相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

- ▶差別や偏見があるというより、普段、障がいのある方との接点がほとんどないので、 街中で出会った時にどう接すればいいかとまどう。普通に接するというのがどんなふ うにすればいいのか正直よく分からない。差別の気持ちはなくても、結果的に不快な 思いをさせている様な気がします。
- ▶障がいある人と接する時や気付いた時、まずどうしたらよいのか身構えてしまう時点で、隔たりがあるのではと感じてしまいます。障がいや障がい者に知識がなく、かつ身近でないから、その人達には日常のことも私には特別に感じてしまうのだと思います。障がいも一つの個性としてとらえる教育や情報が必要なのでは。

● 課 題 ●

バリアフリー社会とは、社会的、経済的、文化的なバリア(障壁)のみならず、制度的、物理的、そして態度的なバリアのない社会を指すものと規定されており、ハード面の整備と合わせ、こころのバリアフリーに力点を置いた施策の展開が求められます。

また、ハード面と人々の心というソフト面に加えて、近年の情報化社会の進展を背景に情報のバリアフリーにも視点をあてていくことが求められています。

1 I

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

● 施策の方向性 ●

バリアフリーの理念は、社会の変化とともに、「障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア(障壁)を除去する。」という意味へと発展してきており、はじめから障がいのある人・高齢者なども含めて、できるだけ幅広い人々を想定し計画・実施することにより、バリアを最初から限りなく少なくしていこうとする考え方である「ユニバーサルデザイン」と共通しているといえます。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、障がい者施策にこの考え方を取り入れることに大きな意義がある一方で、障がいの有無や障がいの違いで使いにくくなることがあります。

そのことから、ユニバーサルデザインの考え方を基本としつつも、バリアフリーの 推進にあたっては、「多様性や差異の尊重」に対応できるよう努めます。

事業	事業内容
54. 歩道や公園等の整備	歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障が
	い者に配慮した信号機の設置、都市公園のバリアフリー化や多目的トイレ
	設置など障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができるよう環境整備を
	推進します。
55. バリアフリー化・ユ	すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするた
ニバーサルデザイン	め、「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施
の導入の推進	設の整備を推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が
	出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザインの
	導入について、普及・啓発活動を行います。
56. 駅や周辺の整備	駅やその周辺施設については、関係機関と連携して、スロープやエレベー
	ター、多目的トイレ等を整備し、障がい者等の公共交通機関への移動の円
	滑化を図ります。
57. 住宅改修の促進	個人住宅の改造について、自立した生活が送れるよう住宅改修助成事業の
	利用促進の充実を図ります。
58. 学校施設のバリアフ	特別な教育的支援を必要とする障がいのある子どもが安心して就学できる
リー化の推進	よう、階段昇降機、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置など学校施
	設のバリアフリー化を推進します。
59. 選挙等における障壁	障がい者の社会参加の促進と権利の擁護を図るため、選挙等において円滑
への配慮	に投票できるための投票所等の施設・設備における障壁の除去について必
	要な施策を図ります。

利用しやすくわかりやすい情報の提供

● 施策の方向性 ●

せっかくの有用な情報であっても、受け手にとって、わかりやすく利用しやすいものでなければ、無価値に等しいものとなってしまいます。

障がいの特性に応じた点訳や音声ガイド、拡大文字をはじめ、だれもが理解し、利用しやすい内容の情報提供に努めます。

事業	事業内容
60. 情報提供の充実	市の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をし
	て障がい者を含めた誰もが読みやすい、わかりやすい広報の充実を図りま
	す。また、多種多様の障がい者福祉サービスについて、広報、ホームペー
	ジ、リーフレットの配布などにより一層の周知を図ります。
61. 福祉マップの充実	市内の公共施設、店舗、医療機関施設などのバリアフリー整備状況の情報
	を提供するため、「福祉マップ」の充実を障がい者団体とともに図り、障
	がい者が安心して外出できるよう支援します。
62. 消費生活の安全と充実	障がい者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、消費生活
	相談室等と連携し、情報の提供に努めます。

相互理解と交流を通じたこころのバリアフリー

● 施策の方向性 ●

これまでも、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物の整備等のハード面の取組みが進められてきましたが、さらに利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の応対や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供など、ソフト面と一体となった総合的な取組みを進めます。

事業	事業内容
63. 福祉教育の推進	児童生徒の発達段階や実態に応じ、訪問活動などの体験を通して障がいや
	障がい者に対する正しい理解と認識を深める学習を、教科や道徳、総合的
	な学習の時間などに位置付けて実施します。
64. 交流及び共同学習の	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、互いに理解を深め合
推進(再掲)	い、共に豊かな人間性をはぐくみ、学習のねらいを達成できるような、学
	校内、学校間での交流及び共同学習を推進します。
65. あらゆる場・機会を	「障がいの有無にかかわらず、共に暮らせる市民協働による自立支援社会
通じたこころのバリ	づくり」の基本理念に基づき、地域や学校といった場での相互交流の機会
アフリーの推進	を捉え、啓発の充実を図ります。

施策目標5

市民協働による福祉の推進を確かなものにするために

5

市民協働による福祉の推進を 確かなものにするために

- (1) 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進
- (2) 地域ぐるみで取組む福祉の推進
- (3) 福祉人材・ボランティアの養成と確保
- (4) 災害等の緊急時における安心・安全の確立

● これまでの取組み●

(1)人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

広報等による啓発

- ○広報おおがきに「障がい者特集」を掲載 平成22年11月15日号広報にて「障害者自立支援法」「発達障がい」「障害者福祉制度」等を紹介した。(同内容を市ホームページの「広報おおがき」欄にも掲載)
- ○障がい者団体が障がい者に対する市民意識の高揚を図るために実施する行事を支援 身体障害者福祉大会(10/31 開催)、身体障害者作品展(10/30・31 開催)、 夏の福祉まつり(8/7 開催)に補助金交付などを実施
- ○ケーブルテレビにて手話付テレビ番組を放映 市政広報番組「水都ピア通信おおがき」を7月、12月、3月に放映(計55回)

成年後見制度の周知

- ○成年後見制度の周知
 - 窓口にパンフレットを配置するほか、相談支援事業の相談支援専門員を通じて、成年後見制度の 利用を促進
- ○障がい者の成年後見制度の市長申し立ての実施 実績 1件 (病院から退所後に短期入所先の支援印から成年後見制度利用の依頼を受けていた知的障がい者 1人について、親族調査の結果、4親等以内に申し立てる親族がいないため、市長申立てを行っ た。申し立て費用を負担)

苦情解決

○県運営適正化委員会の周知

岐阜県運営適正化委員会が作成したパンフレットを社会福祉課窓口等に配置・配布し、福祉サービスに関する苦情相談窓口について周知

日常生活自立支援事業の利用促進

○相談支援事業等の連携

市の相談窓口や市から委託している相談支援事業者にて、必要に応じて、日常生活自立支援事業について、情報提供を実施した。また、ケース検討会議等に、事業担当者に出席してもらうなど、啓発等も含め、必要に応じて連携を図った。

人権相談などの充実(再掲)

- ○人権相談などの充実
 - ・大垣、上石津 毎月開催
 - 墨俣 奇数月開催
- ○人権擁護委員協議会との連携・関係強化
- ○人権尊重意識の高揚のための啓発活動
 - ・法務局、人権擁護委員協議会主催の街頭啓発(12月5日大垣アピタ アクアウォーク)
- ○市広報紙、人権Letter、HP による相談日等の紹介

公共サービス従事者の理解促進

○連携による理解の向上

障がい者の相談において、社会福祉課障害福祉係や設置手話通訳者が、必要に応じて、他の福祉 担当所属等との連携を図り、障がいに関しての知識の向上を図った。

○福祉部内外の計画の周知

大垣市障害者計画の評価作業を通じて、障がい者に対する支援等の理解の向上を図った。

○各種研修の参加

障がい者団体等が主催する支援や障がい者理解に関する研修会について、積極的に参加する一方、 サービス事業者に情報提供や出席依頼など実施

(2)地域ぐるみで取組む福祉の推進

地域交流の促進

- ○障がい者団体の行事の支援をし、地域交流を促進
- ・身体障害者福祉協会大垣支部主催の身体障害者福祉大会、夏の福祉まつり、身体障害者作品展の支援
- ○障がい者施設が地域の行事を共同開催し、地域交流を促進
 - ・柿の木荘、かわなみ作業所が「川並地区センターまつり」を地域と共同開催 11月7日開催 (かわなみ作業所グランド開放)
 - ・町民運動会や小学校、保育園等の行事に参加 かわなみ作業所が、町民運動会(4/18)、川並小学校、南保育園等の行事に積極的に参加
- ○障がい者施設の地域開放
 - ・かわなみ作業所グランドの開放、ゲートボールの練習(毎週)

地域福祉計画による計画の推進

- ○大垣市地域福祉計画の進行管理
 - 関係事業の進捗状況の調査
 - ・大垣市地域福祉計画策定・評価委員会の開催 1回(11/10)

地域ネットワークづくりの支援

○地域におけるネットワークづくりの支援

社会福祉協議会が実施するあんしん見守りネットワーク事業を、地域福祉計画に位置付け、支援 ※あんしん見守りネットワーク事業・・・自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等による見 守りネットワークづくり

(3)福祉人材・ボランティアの養成と確保

NPO法人等市民活動への支援

- ○市民活動団体に対する市民活動に要する費用の助成
 - ・初めの一歩助成 3件
 - · 市民活動団体助成 6件
 - ·市民活動団体設立助成 3件
- ○市民活動の支援拠点施設(まちづくり市民活動支援センター)の管理運営

会議室利用者数 6,323 人 来館者数 15,253 人

○市民活動情報を発信する「かがやきサイト」の運営 登録団体数 255 団体

ボランティアセンター機能の充実

○ボランティア市民活動支援センター活動支援

運営事業に補助金を交付し、ボランティア活動の啓発やボランティアセンター機能の充実を図った

※ボランティア市民活動支援センターの活動内容

ボランティアに関する幅広い分野からの相談・斡旋などを行った

ボランティアの養成

- ○社会福祉協議会等と連携し、ホームページなどに、ボランティア活動の参加促進について掲載
- ○かわなみ作業所などで、学生のボランティアの受け入れを実施

ボランティアの活用 (再掲)

○各種活動の福祉団体やボランティアの活用

障がい者のスポーツ活動や文化活動の講座の開催等について、身体障害者福祉協会、大垣市社会 福祉協議会等を活用し周知を図るとともに、実施についてボランティアを積極的に活用

(4)災害等の緊急時における安心・安全の確立

防災ネットワークの整備

○災害時要援護者台帳登録事業の実施

(登録件数) 障がい者分 861 名(H23.3.31 現在)

- ・自治会、民生児童委員、大垣警察署、養老警察署、大垣消防組合、養老消防本部に台帳綴りを 配布 (7月)
- ○災害時要援護者台帳登録事業の周知

事業内容や登録案内について、広報掲載(7月15日号・10月15日号)などで周知、新規の障がい者手帳交付時などにチラシを渡すなど、事業の周知を図った

○地域住民の自主防災組織の育成強化

市地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成強化に努めた。

- ・自治会単位で災害発生時の応急活動を効果的に行うため、自主防災組織の設置を推進した。
- ・各自治会から自主防災計画書の提出を受付した。

自主防災組織等の育成

○防災資機材整備費助成金交付

自主防災組織の育成強化を図るため、防災資機材の整備費を助成

(実績) 128 自治会

○社会福祉協議会との連携

大垣市と社会福祉協議会との間で、災害ボランティアセンターの設置等に関する協定に基づき、 「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施した。

○「大垣市防災ひとづくり塾」

災害に対する正しい知識や技術を持つ「大垣市防災リーダー」を養成。2 期生として 14 歳~79 歳までの 43 人が参加した。

情報連絡体制の確保

○災害時要援護者台帳登録事業の実施

(登録件数)

障がい者分 861 名(H23.3.31 現在)

・自治会、民生児童委員、大垣警察署、養老警察署、大垣消防組合、養老消防本部に台帳綴りを 配布 (7月) ○災害時要援護者台帳登録事業の周知

事業内容や登録案内について、広報掲載(7月15日号・10月15日号)などで周知。新規の障がい者手帳交付時などにチラシを渡すなど事業の周知を図った。

○防災行政無線の整備

(実績) 53ヶ所(大垣地域)

防犯・防災知識の普及、啓発

○メール119番、安心ファクスの周知

聴覚障がい者等の119番通報の手段として、大垣消防組合が実施する「メール119番」及び 「安心ファクス」について、新規障がい者手帳取得者に対する周知を実施

○手話通訳者等の確保

災害時にコミュニケーション支援のボランティアとなり得る、手話奉仕員等の養成講座の開催を 実施し、派遣できる奉仕員数の確保に努める

(平成22年度講座修了者)

手話 9人、点訳 8人、音訳 3人、

要約筆記 4人

○福祉施設の避難訓練の実施

市の障がい者福祉施設の避難訓練を推進し、防災知識の普及を図った

○防犯知識の普及

警察等と連携し、「安全・安心メール」などの周知により、防犯知識の普及に努めた

- ○防災知識の普及
 - ・防災訓練の実施を通し、防災知識の普及に努めた (実績)

総合防災訓練の実施

自治会主催の防災訓練 72回

・防災に関する出前講座を実施し、防災知識の普及に努めた (実績) 27回

避難所および備品の確保

- ○社会福祉施設との連携
- ○医療機関との連携
- ○社会福祉施設授産品の購入
 - · 災害多人数用救急箱(東京都葛飾福祉工場)
 - ・災害用軍手(かわなみ作業所)

緊急通報装置の整備

○緊急通報装置の整備

独居の重度身体障がい者に対して、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するため、緊 急通報システムを貸与又は給付する。

· 設置台数 既設 1 台



■人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

- ▶この間、お祭りの時に、車椅子に乗った人と目の見えない方が歩いていました。道に段差があり困っていました。周りの人は全く無視。ある人は「ジャマだ。早くどけ。」と言っている人もいました。私と子供達4人も手伝って、段差を乗り越えられました。心ない人がいて、とても残念に思います。
- ▶子供達が無意識に発言する言葉に感じたりするので、その都度、親として、大人として注意をしている。
- ▶知人のお子さんが自閉症ですが、学校でいじめに会っているようです。親の教育、学校での教育が必要だと感じます。
- ▶買物などで応対をする時や、列に並ぶ時などに、ぞんざいに扱われている気がする。同じ 人間なのに、見た目やちょっとした違いで人に序列をつける周囲が、心ないと感じる。
- ▶理解力に問題はないのに、私(本人)ではなく付添いの家族に向けて話をされる事がある。 障がいの個人差にまで気を配ってもらえないのかなと感じる。
- ▶町内の案内文などを出席できるはずがないのをわかってか、全くなかったりとか、自治会からも無視されているような感じで寂しい。

■地域ぐるみで取組む福祉の推進

- ▶ノーマライゼーションの完全実現をめざすこと。地域社会で共に生き、共に育ち、共に老いることのできる社会の実現に向けた市政を望みます。
- ▶ 障がい者への関心を市民がもっと持つように、広報等で障がい者とのふれあいを身近(校 区単位ぐらい)にできるようにしたらいいと思います。市単位より校区単位の方が触れ合 えると思います。
- ▶障がい者への差別をなくすには何より教育が大切だと思う。障がい者の方々の生活に触れる、不自由さを体験する、ご本人達の話を聞くなどの活動を含みながら、正しい知識を年齢に会った教材で学ぶということを継続的に取組むべきである。学校任せ、先生任せではなく、市や県の単位でカリキュラムを作り、地域で取組むとよい。
- ▶私は身内に障がい者の人がいないので、自分の身内が障がい者になったらと考えてアンケートに答えました。障がい者がいない分、知らない事が沢山あります。力になりたいと思っても、見かけたら手伝うことしかできません。でも、地域でも障がいの方はいるかもしれませんが、全く情報がある訳でもないので、どんな障がいがどんなに大変なのか、障がいによって、できること、できないことは何かを知れる機会があるといいと思います。私は子供4人いますが、心のない人間に子供達を育てたくないので、子供達も理解できる機会を作っていただいて、子供達と一緒にできることを考えていける場を話合える場があるといいと思います。

■福祉人材・ボランティアの養成と確保

- ▶障がい者対象としている施設、事業所の責任者、従事者の方について、利用者への指導、 家族との対応など、障がいについての対応の気配りを十分お願いしたい。
- ▶自宅で最後まで暮らす。それが施設に入所されている方の多くが望んでいることではないでしょうか。そのようになれるように、地域での支援ができるような取組みが市役所、ボランティアの協力で将来できたらと考えます。



■災害等の緊急時における安心・安全の確立

- ▶災害時の事が今はとても心配です。知的障がいの重度で、大きな声を出したり、こだわり も強く、集団生活が困難のため避難生活の不安が強いです。
- ➤ この周辺で災害というと、まず水害を思います。その時は車や車椅子では避難所までは無理な事。また、避難しても小学校では階段、トイレ等、障がい者が生活するには無理だから、自宅の二階に居ましょうねと、近所の障がい者の方ともお話したこともあります。また、健常者の方よりは車椅子等においても、広い場所が必要になります。こういうことからも、一概に避難所への避難とばかり言えないかと思います。
- ▶災害時要支援台帳に登録しているが、常日頃から各々の役員の活動が全くない(民生委員、 自治会、社会福祉協議会等)。緊急時のための家庭訪問、声かけなどの活動があっていい のではと思う。各々の地域事情によるが、緊急時のための支援活動等、よろしくお願いい たします。現在の状態では自己責任でと思われる。

● 課 題 ●

地域社会の変容や住民意識の多様化が進み、地域社会のつながりが弱まるなかで、 地域社会に代わって公的な福祉サービスの整備が進められ、行政が担う領域は次第に 広がってきました。その結果、入所施設からグループホームやケアホーム等を活用し た地域生活への移行や一般就労への移行を進め、福祉、保健・医療、教育、労働など 地域の関係者から構成される「自立支援協議会」を設置するなど、障がいのある人の 総合的な支援体制の整備も図られることとなりました。

しかしその一方で、制度の谷間にあって対応できない "福祉のすきま"にある人の問題や多様なニーズについて従来の公的な福祉サービスだけでは十分に対応できない問題や専門的な対応を必要とする問題に十分応えられないなど、制度へのアクセスの問題が顕在化してきました。

こうした中で、今後の福祉のあり方を考える際、公的な福祉サービスの充実をより 一層の整備を図るとともに、地域における身近な福祉課題に対応する、新しい地域で の支え合いを進めるための地域福祉の意義や役割、新しい福祉のあり方、地域福祉を 推進するために求められる条件とは何かということを、市民・地域・事業者・行政の 協働で推進していくことが緊要な課題として求められています。

「地域」は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの人が自分らしい生き方 や暮らし方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた 地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることになります。

また、災害等の緊急事態が発生した際に迅速な対応が図られるよう、日頃から隣近所で声かけや気づかいをするなど、地域における見守り活動を促進する必要があり、身近な地域において迅速に救援活動ができるよう、緊急連絡体制や自主防災体制の整備を図っていくことが求められます。

人権教育・人権啓発と権利擁護の推進

● 施策の方向性 ●

障がいのある人への差別や偏見があると感じている人もあり、また、障がいのある人の社会参加を阻害する要因にもなっていることから、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる場面において、お互いの個性や多様性を認め、相互に高めあっていけるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・人権啓発を推進します。

また、近年、詐欺などの悪質な犯罪等に巻き込まれるケースも増えていることから、 権利擁護施策の充実に努めていきます。

事業	事業内容
66. 広報等による啓発	障がい者に対する総合的な理解を図るため、広報やホームページなどを活
	用し年に1回を目途に特集記事を掲載し、障がい理解を促進します。また、
	障がい者や障がい者団体などと連携し、様々な機会を通じて障がい及び障
	がい者に対する市民意識の高揚を図るとともに、聴覚障がい者に対して理
	解を深めてもらうため、ケーブルテレビなどでの手話の導入についても、
	積極的に取組んでいきます。
67. 成年後見制度の周知	成年後見制度による支援を必要とする障がい者やその家族に対し、情報の
	提供に努めます。また、判断能力が不十分で適切に福祉サービスを利用する。
	ることが困難な身寄りのない障がい者などについて、市長が積極的に法定
	後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行い、障がい者の権利擁護を図り
CO 共体和3	ます。
68. 苦情解決	福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、公正・中立な第二字機関して、芸様観決が採用な行うは見見なる短礼投業会の選挙度工化
	三者機関として、苦情解決援助を行う岐阜県社会福祉協議会の運営適正化 委員会について周知を図り、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利
	要員云について向知を図り、利用者の権利を擁護し、リービスを適助に利 用できるよう支援します。
69. 日常生活自立支援事	判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者
業の利用促進	に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援する、日常生活
X 17 17 17 12 12	自立支援事業の普及、啓発を、事業の実施主体者である大垣市社会福祉協
	議会と連携して図ります。
70. 人権相談などの充実	市民の正しい理解と認識を深め、障がいのある人の人権を尊重するため、
	不当な差別・人権侵害・虐待などの相談に対し、障がい者虐待防止センタ
	ーなどの活用や人権擁護委員・関係機関との連携により、相談・支援体制
	の充実に努めます。
71. 公共サービス従事者	障がい者が地域において安心して生活できるよう、市の福祉担当者、保健
の理解促進	師をはじめ各種公共サービス従事者への障がいに関する知識・理解の向上
	を関係機関と連携し図ります。
72. セーフティネットの	障がいのある人一人ひとりに適切なサービス提供を図るとともに、相談支
整備	援事業者等と連携し、サービス利用に関する苦情等の解決を図ります。
73. 地域ケア体制の充実	精神に障がいのある人の社会的入院を解消するため、医療機関との連携の
	下に退院支援を行い、退院後の地域での暮らしを支える地域ケア体制の充
	実に努めます。

地域ぐるみで取組む福祉の推進

● 施策の方向性 ●

平成 12 (2000) 年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正された時点で、今後の社会福祉の展開方向として地域福祉の推進が明確に規定され、その計画的な推進を図ることが求められています。

地域住民が地域の福祉課題の解決に目を向けた時、小地域ゆえに顔が見える福祉の展開が図れるよう、地域ぐるみの取組みを推進します。

事業	事業内容
74. 地域交流の促進	障がい者と地域の交流を促進するため、障がい者団体、障がい者施設が地
	域住民とともに行う各種行事(バザーや夏祭り、運動会など)の開催を今
	後も積極的に支援するとともに、年に2回程を目標に市内の障がい者施設
	の地域交流を社会福祉法人や障がい者団体とともに推進します。
75. 地域福祉計画による	身近な地域で住民相互による助け合いや支え合いのまちづくりを、市民、
計画の推進	NPO、企業、大垣市社会福祉協議会とともに推進するため、大垣市地域
	福祉計画に基づく事業を積極的に展開し、進捗状況を管理します。
<mark>76.</mark> 地域ネットワークづ	市民の生活に密接に関係する地域単位において、地域の自治会、民生委員・
くりの支援	児童委員、ボランティア、NPOなどで構成される互いの協力と助け合い
	を目的とするネットワークづくりを支援します。
77. 障がい者虐待防止支	障がいのある人への虐待について、市と関係機関が連携を図り、虐待事案
援事業	への対応に努めます。また、地域や施設等における虐待に対する意識を高
	めるための啓発に努めます。

福祉人材・ボランティアの養成と確保

● 施策の方向性 ●

近年、定年退職を迎えた人を中心に、社会貢献への意欲が高まりつつあり、ボランティア活動や地域活動への関心も高まっていることから、広報や公共の掲示板等など各種媒体を通じ、募集案内や活動内容などの周知を図っていきます。

一方で、専門知識をもった福祉人材の養成、確保を図るとともに、福祉を担う人材の質的な向上を目指します。

事業	事業内容
78. N P O法人等市民活	市民の自発的な公益活動を推進し、団体運営や公益活動を広げるために年
動への支援	に数回講座開催などを実施し、NPOなどの市民活動を支援します。
79. ボランティアセンタ	福祉活動を実践している既存のボランティアやこれからボランティア活動
一機能の充実	を始めようとする市民を支援するため、ボランティア活動全般に関する啓
	発、募集や登録などの情報提供等を充実するとともに、個々のボランティ
	アニーズに応じた、ボランティアのコーディネート体制を、社会福祉協議
	会と連携し充実します。
80. ボランティアの養成	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、要約
	筆記奉仕員養成講座及び点訳奉仕者養成講座を開催し、ボランティア活動
	に携わる人材の養成と確保を図ります。また市民に対し、広報などを通じ
	ボランティア活動への参加を広く促すとともに、学生のボランティア活動
	への参加を推進します。
81. ボランティアの活用	障がい者の社会参加促進に係る手話通訳者等の派遣を推進します。また、
(再掲)	障がい者の健康づくり、スポーツ活動、文化活動などに、ボランティアや
	福祉団体の積極的活用を推進します。
82. 福祉人材の育成支援	障がいのある方の求めるサービスは、一つではありません。個々の状況に
	応じたサービス提供が図れるよう、専門的な福祉人材の養成、研修機会の
	提供に努めます。

災害等の緊急時における安心・安全の確立

●施策の方向性 ●

福祉避難所については、今後、庁内の関係部署や、障がい者通所施設を運営する社会福祉法人、医療関係機関等と調整を進めていきます。

要援護者台帳の登録については、個人プライバシーに配慮しつつ、その主旨を今後も周知徹底を図っていきます。

事業	事業内容
83. 防災ネットワークの	障がい者や高齢者などの災害弱者について、災害時における救助・安否確
整備	認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織、地域住民が中
	心となる防災ネットワークの整備や地域における要援護者台帳の整備に対
	し、民生委員・児童委員、関係機関と連携し支援します。
	また、市ホームページや広報、窓口等を通じ、災害時要援護者台帳の積極
	的な周知を行い、市民の皆さんの幅広い登録を図ります。
84. 自主防災組織等の育成	災害時には、地域や隣近所の協力助け合いが不可欠であるため、地域住民
	により組織される自主防災組織や防災ボランティアの育成を社会福祉協議
	会と連携し図ります。
85. 情報連絡体制の確保	障がい者に対する災害に関する緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠
	点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がい者、障がい
	者団体、ボランティア団体等との連携を図ります。
86. 防犯・防災知識の普	広報やホームページなどを活用し、犯罪被害の未然防止のための防犯知識
及、啓発	や災害発生時の安全な避難のための防災知識などの普及、啓発を図るとと
	もに、一般市民へ障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。また
	市が行う防災訓練への障がい者の積極的参加を推進します。
87. 避難所の確保	指定避難所での集団生活が困難な障がい者に対し、社会福祉施設との連携、
	協力により、指定避難所以外の避難場所を確保するとともに、福祉用具や
	薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を医療機関と連携し図ります。
88. 緊急通報装置の整備	ひとり暮らしの重度障がいのある人に、何らかの緊急事態が発生した場合
	に、簡単な操作によって消防署などに通報を入れることが可能となる緊急
	通報システムの整備普及を図ります。
89. 福祉避難施設の充実	災害発生直後、できるだけ早い時期に適切な保健・医療・福祉サービスを
	提供できるような福祉避難所の確保に努めます。
	また、要援護者の状況によっては、社会福祉施設等への一時入所等の措置
	が早急にできる体制づくりに努めます。